

沖縄県立芸術大学教員選考規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第76号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則（令和3年沖芸大規則第4号。以下「就業規則」という。）第5条第2項及び第10条第3項に基づき、就業規則第2条第1項に規定する教員の採用及び就業規則第10条第3項に規定する教員の昇任（以下「採用等」という。）、並びに就業規則第2条第3項第1号に規定する非常勤職員のうち非常勤講師の採用及び沖縄県立芸術大学における教員の任期に関する規程（平成15年1月23日評議会決定）に基づき任期を定めて雇用した教員の再任に係る審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において教員とは、教授、准教授、講師、助教、助手及び非常勤講師をいう。

(選考方針)

第3条 教員の選考は、大学人事委員会の方針に基づいて行う。

2 教員の選考は、原則として公募によるものとする。ただし、止むを得ない場合は、推薦によることができる。

3 前項の規定にかかわらず、非常勤講師の選考は、推薦によることができる。

(採用等の時期)

第4条 教員（非常勤講師を除く。）の採用等の時期は、4月1日を原則とし、例外として10月1日とすることができる。

(資格審査)

第5条 教員の選考は、別に定める沖縄県立芸術大学教員選考基準により、教員の資格審査を行うものとする。

(教授等の採用)

第6条 教授、准教授及び講師の採用のための選考は、教員選考委員会を設置し、その審査結果に基づき行うものとする。

2 学部又は芸術文化研究所の教授会（以下「教授会」という。）は、教員選考委員会の審査結果に基づいて採用候補者を決定し、学長に推薦する。

(准教授等の昇任)

第7条 准教授及び講師の昇任については、別に定める基準により、当該教員の所属する学部又は芸術文化研究所の人事委員会の審査結果に基づき行うものとする。

2 教授会は、前項の審査結果についてその適否を決定し、候補者を学長に推薦する。

(助教等の採用及び再任審査等)

第8条 助教及び助手（以下「助教等」という。）の採用については、所属する学部の人事委員会における審査に基づき、当該学部教授会において決定し、候補者を学長に推薦する。

2 助教等の再任については、大学人事委員会の審議を経るものとする。

(非常勤講師の採用)

第9条 非常勤講師の採用については、当該学部又は大学院研究科の人事委員会における審査に基づき、各教授会又は各研究科委員会において決定する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教員の採用等の選考手続きについて必要な事項は、大学人事委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 (令和3年4月1日学長決裁)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。